

第 27 回 宇治市農業委員会議事録

下記議案審議のため、令和元年 9 月 5 日（木）午後 1 時 30 分より、第 27 回宇治市農業委員会定例総会を宇治市役所 8 階大会議室において開催した。

記

第 1 号議案 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について

第 2 号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の承認について

第 3 号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

第 1 号報告 農地法第 4 条の規定による届出の受理について

（出席委員）

1 番 久世谷 幸治	2 番 多田 岳史	3 番 徳田 明子	4 番 中林 和夫
5 番 古川 嘉嗣	6 番 井内 英樹	7 番 多羅尾 英樹	8 番 中西 秀友
9 番 辻 四一郎	10 番 吉田 利一	11 番 高田 悦和	12 番 小島 佳剛
13 番 水主 哲寛	14 番 山本 晃一郎		

（欠席委員）

（農地利用最適化推進委員）

北浦 荘平 村田 昇造 江口 淳司 水谷 修 北村 嘉朗

（事務局）

土肥 局長 西村 次長 清水（囑託） 村田（囑託） 岸本（囑託）

	(午後 1 時 3 0 分 開会)
局 長	<p>定例総会の開会に先立ちまして、事務局から報告いたします。</p> <p>本日の定例総会は委員定数 1 4 名の内、出席委員 1 4 名、欠席委員 0 名であり、「農業委員会等に関する法律第 2 7 条第 3 項」の規定により定足数を満たしていますので、成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>それでは、議事進行につきまして、吉田会長、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、ただ今から、第 2 7 回宇治市農業委員会定例総会を開会いたします。本日の議事録署名委員は、徳田委員、古川委員のお二人にお願いいたします。現地調査委員につきましては、徳田委員、中林委員です。</p> <p>ご苦労様でした。後ほど現地調査の報告をお願いいたします。</p> <p>はじめに、「第 1 号議案 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。</p> <p>なお、本議案の番号 3 及び 4 につきましては、関係者がおられますことから、本議案の番号 1・2 と番号 3・4 に分けて審議いただきます。</p> <p>それでは、本議案の番号 1 及び 2 について、事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>それでは、「第 1 号議案 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の番号 1 及び 2 を一括してご説明申し上げます。</p> <p>【第 1 号議案、 1 番から 2 番を別添議案書をもとに朗読】</p> <p>番号 1 及び 2 につきましては、機構集積でない利用権設定に関するものでございます。本件は、使用貸借により 5 年間の設定を行うものでございます。</p> <p>本件につきましては、農用地利用集積計画の内容が農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていることから、農用地利用集積計画は承認できるものと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>続きまして、中林委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
中林委員	<p>報告します。去る 8 月 2 6 日、事務局の案内で徳田委員と現地調査に行っていました。</p>

	<p>番号1の伊勢田町の利用状況ですが、水稲が作付されていまして。 番号2の小倉町の利用状況ですが、ハウスが2棟建っており、中でトウガラシが作付されていまして。時季が過ぎているため、枯れ始めた状態でした。 以上です。</p>
議長	<p>報告が終わりましたので、これより審議に入ります。ただ今の第1号議案の番号1及び2につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p>
水谷推進委員	<p>借人は経営面積が3,000㎡未満ですが、相続で得た面積ですか。</p>
議長	<p>借人は番号2の貸人と親子関係にあります。</p>
局長	<p>集積計画については、下限面積の要件はございません。</p>
水谷推進委員	<p>相続で3反未満の面積を経営されているのは分かりますが、相続でもないのにこの面積なのは理解できません。新規就農者ではないんですか。</p>
局長	<p>新規ではなく、更新によるものです。法人名義でもっと大きな面積を経営されております。個人名義での経営は議案書のとおり当該2件のみとなっております。</p>
中林委員	<p>番号2は台帳地目が田となっておりますが、地上げされており田には戻らないところです。台帳地目が田のまま良いんですか。</p>
局長	<p>台帳地目は登記地目ですので、必ずしも利用状況とは一致しません。</p>
山本会長職務代理者	<p>登記地目と利用状況が違う農地はいくらでもあります。</p>
議長	<p>おそらく大分昔に地上げされたんでしょう。今は息子さんが経営しているだけで、ずっと前から当該地では畑をされています。</p>
辻委員	<p>現在のハウスを建てる前は有機栽培をされていたはずですよ。</p>
議長	<p>この辺り一帯は全部畑でしたね。田はなかったように思います。</p>
辻委員	<p>田は確か端にだけあったと思います。</p>

中西委員	番号2の貸人と借人は親子ですよ。
議長	親子間で新規就農し、一人親方になった案件です。
中西委員	貸人は他所から借入している農地もありますよね。それなのに自己所有地を息子に貸付けしているのは如何なんですか。自分の農地を管理できていないのに他所の農地を借りられるのは、おかしいんじゃないですか。
井内委員	集積計画は、近い農地をまとめて経営する、遠くの農地はその近隣の農業者に任せる等して効率化を図るものですので、本議案の法律の意図としてはそれで通るんだと思います。
議長	新たに購入するときは他所の農地を荒らしては買えないですよ。
山本会長職務代理者	集積計画の場合は、経営農地をまとめるためのものですので、農地法と目的が違うから通るんでしょうね。
局長	農業者の経営農地を効率的にまとめていくと、今回のように農地を借りつつも貸しているところもあるということも起こり得ます。
中西委員	どちらにしても巨椋池干拓田の中の農地でしょう。集積と言っても離れた所なら分かりますが、巨椋池干拓田の中ではどこにある農地も距離は知れています。
水谷推進委員	法人と個人と、二つの経営体を持っていても良いんですか。
局長	問題はないかと思います。
水谷推進委員	新規就農の枠ではないんですか。
局長	新規就農ではなく、更新になりますので、既に継続して何年も営農されています。
山本会長職務代理者	憶測ですが、法人と個人で分けている理由として考えられることは、税務上の問題くらいかと思います。
徳田委員	どういった経営内容なんですか。

議 長	<p>憶測ですが、法人が主体ではないでしょうか。以前からされている分の更新ですので、経営上に大きな問題はないかと思えます。</p> <p>他にご意見等はございませんか。</p> <p>異議なしの声</p>
議 長	<p>ただ今の異議なしをもって「第1号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の番号1及び2は、議案のとおり「承認すること」と決しました。</p> <p>次に本議案の番号3及び4につきまして 委員は、関係者になりますので、ここで一旦退室いただきます。</p> <p style="text-align: center;">= 委員、退室 =</p>
議 長	<p>それでは、本議案の番号3及び4について、事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>それでは、「第1号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の番号3及び4を一括してご説明申し上げます。</p> <p>【第1号議案、3番から4番を別添議案書をもとに朗読】</p> <p>番号3及び4につきましては、機構集積でない利用権設定に関するものでございます。本件は、賃貸借により5年間の設定を行うものでございます。</p> <p>なお、本議案の地図番号3から7につきましては、全体の位置関係がわかるよう別図をつけておりますので、併せてご覧ください。</p> <p>また、地図番号6につきましては、現地調査において、茶畑のほか農作業用通路としての利用や農地として未利用の箇所がありましたので、現地調査委員の求めにより付属資料を回覧させていただいています。</p> <p>本件につきましては、農用地利用集積計画の内容が農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることから、農用地利用集積計画は承認できるものと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>続きまして、中林委員より現地調査の報告をお願いします。</p>

中林委員	<p>報告します。去る8月26日、事務局の案内で徳田委員と現地調査に行っていました。</p> <p>番号3の白川 の利用状況ですが、茶畑の状態でした。</p> <p>番号4の白川 、 及び の利用状況ですが、茶畑の状態でした。</p> <p>白川 の利用状況につきましては、一部を通路として利用され、小屋がある部分と、竹藪になっている部分があり、茶畑は全体の一部でした。貸借されるにあたって、貸人と借人の了承の上であれば問題はないんですが、全体を借りるのに竹藪が放っておかれるのはどうかと思いましたので、この竹藪部分も管理されるのかどうか、また、半分为竹藪で半分为畑の状態のままでも良いのか、委員会全体で考えないといけないのではないかと思います、付属資料を求めました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>報告が終わりましたので、これより審議に入ります。ただ今の第1号議案の番号3及び4につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p>
山本会長職務代理者	<p>現地調査委員から説明のあった地図番号6についてですが、当該地の隣接農地も借人が耕作しているのでしょうか。僅か383㎡の細長い農地のみを借りるとするのは、少々理解しにくいかなと思います。</p>
局長	<p>隣接農地の耕作者については、お調べしないと分かりません。</p> <p>当該貸借については、相続登記が済んだことで名義が変わった関係で新規になっているものの、実際には白川 を除いて継続して貸借されるところです。現況のまま借りるとは聞いております。</p>
水谷推進委員	<p>申出の計画書はどうなっていますか。</p>
議長	<p>現地調査委員の懸念は、借人は借りたところをちゃんと全部管理するのかということですね。</p>
中林委員	<p>当該地に限らず、もし他の事例で奥に竹藪があったとして、それが貸人と借人どちらの責任になるのかという話です。</p>
議長	<p>全部借りて管理しますということなら良いですが、どうなのでしょう。</p>
局長	<p>先ほどの隣接農地の耕作者についてですが、隣接農地については貸人が耕作者となっており、借人とは貸借をされていません。</p>

中西委員	建っている小屋は新しいんですか。それとも古いんですか。
中林委員	トタンの小屋になっていました。まだ使えると思います。
水谷推進委員	理由もなく不整形地を借り受けるとは思えないですが、何故なのでしょう。
山本会長職務代理者	実際には隣接地も作業の受委託をされているんじゃないでしょうか。
局長	実際には借人が隣接地の作業を受託しているかもしれませんが、正式な貸借は何もされていません。なお、当該地の南側に隣接している農地は借人が営農しております。
議長	関係者に確認を取りますので、暫時休憩いたします。
	= 暫時休憩 =
議長	再開いたします。 地図番号6については、実際の農地は公図よりもう少し広く畑に掛かっており、茶畑の部分を借人、竹藪の部分は貸人が管理されているとのことでした。 他にご意見等はございませんか。
	異議なしの声
議長	ただ今の異議なしをもって「第1号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の番号3及び4は、議案のとおり「承認すること」と決しました。
	= 委員、入室 =
議長	次に、「第2号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の承認について」を議題といたします。 事務局より説明願います。
局長	それでは、「第2号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の承認について」をご説明申し上げます。

	<p>【第2号議案、1番を別添議案書をもとに朗読】</p> <p>番号1につきましては、被相続人がお亡くなりになり、相続された農地について引き続き営農を続けることにより、租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく相続税の納税猶予を受けるための適格者であることの承認を得るものでございます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>続きまして、徳田委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
徳田委員	<p>報告します。去る8月26日、事務局の案内で中林委員と現地調査に行っていました。</p> <p>番号1の木幡及びの利用状況ですが、水稻がきれいに作付されていました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>報告が終わりましたので、これより審議に入ります。ただ今の第2号議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p>
水谷推進委員	<p>当該地は生産緑地ですが、何故500㎡未満なんでしょうか。</p>
局長	<p>実際の農地面積としては500㎡を超えていますが、一部に倉庫が建っており、その部分は納税猶予を受けられないため内面積は500㎡未満となります。</p>
議長	<p>他にご意見等はございませんか。</p> <p>異議なしの声</p>
議長	<p>ただ今の異議なしをもって「第2号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の承認について」は、議案のとおり「承認すること」と決しました。</p> <p>次に、「第3号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」を議題といたします。</p> <p>なお、本議案の番号3につきましては、関係者がおられますことから、本議案の番号1・2と番号3に分けて審議いただきます。</p> <p>それでは、本議案の番号1及び2について、事務局より説明願います。</p>

<p>局 長</p>	<p>それでは、「第3号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」の番号1及び2を一括してご説明申し上げます。</p> <p>【第3号議案、1番から2番を別添議案書をもとに朗読】</p> <p>番号1及び2の相続人は、相続開始日に当該農地を相続し、相続税の納税猶予の特例の適用を受けておられます。</p> <p>これら2件は、相続税の申告期限の翌日から起算して20年を迎え、納税猶予期間が満了となり、相続税が免除されるため、この度、税務署長から農業委員会に「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」の照会がありましたので、農業委員会の意見を求めて回答するものでございます。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、徳田委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
<p>徳田委員</p>	<p>報告します。去る8月26日、事務局の案内で中林委員と現地調査に行っていました。</p> <p>番号1の伊勢田町 の利用状況ですが、水稻がきれいに作付されていました。</p> <p>番号2の安田町 の利用状況ですが、番号1と同様に水稻がきれいに作付されていました。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>報告が終わりましたので、これより審議に入ります。ただ今の第3号議案の番号1及び2につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p> <p>異議なしの声</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の異議なしをもって「第3号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」の番号1及び2は、議案のとおり「承認すること」と決しました。</p> <p>次に、本議案の番号3につきまして、 委員は、関係者になりますので、ここで一旦退室いただきます。</p> <p style="text-align: center;">= 委員、退室 =</p>

議 長	<p>それでは、本議案の番号 3 について、事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>それでは、「第 3 号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」の番号 3 をご説明申し上げます。</p> <p>【第 3 号議案、3 番を別添議案書をもとに朗読】</p> <p>番号 3 の相続人は、相続開始日に当該農地を相続し、相続税の納税猶予の特例の適用を受けておられます。</p> <p>本件は、相続税の申告期限の翌日から起算して 20 年を迎え、納税猶予期間が満了となり、相続税が免除されるため、この度、税務署長から農業委員会に「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」の照会がありましたので、農業委員会の意見を求めて回答するものでございます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>続きまして、徳田委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
徳田委員	<p>報告します。去る 8 月 26 日、事務局の案内で中林委員と現地調査に行っていました。</p> <p>番号 3 の槇島町 の利用状況ですが、水稻がきれいに作付されていました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>報告が終わりましたので、これより審議に入ります。ただ今の第 3 号議案の番号 3 につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p> <p>異議なしの声</p>
議 長	<p>ただ今の異議なしをもって「第 3 号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」の番号 3 は、議案のとおり「承認すること」と決しました。</p> <p style="text-align: center;">= 委員、入室 =</p>
議 長	<p>引き続きまして、専決処分の報告について、事務局より報告願います。</p>
局 長	<p>それでは、お手元の資料に基づきまして、「第 1 号報告 農地法第 4 条の規定</p>

による届出の受理について」4件のご説明を申し上げます。

【第1号報告、1番から4番を別添議案書をもとに朗読】

番号1につきましては、北側市道を進入路とし、場内はアスファルト舗装されます。

番号2につきましては、番号1の駐車場に隣接して建築されます。

番号3につきましては、農地法に基づく転用届を知らずに畑を宅地に変えていたため顛末書が提出されています。

番号4につきましては、農地法に基づく転用届を知らずに先代が住宅を建築していたため顛末書が提出されています。

以上4件につきましては、農地法関係事務処理要領に基づき審査を行い、適正と判断し、農地法施行令第3条第2項の規定に基づき、すでに書面で通知を行っております。

以上です。

議長 事務局から報告のあった件について、何かご質問はございませんか。

なしの声

議長 ないようですので、以上をもちまして本日の議案審議及び報告案件はすべて終了いたしました。

(午後2時35分審議終了)

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____